

(様式)

平成28年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	市民部産業政策課								
予 算 科 目	款	項	目	細目	細目名称	細節名称			
	07	01	02	001	商工振興費	商工会補助金（経営改善普及・地域総合振興事業）			
補助金等の名称	商工会補助金								
補助金等の区分	○	行政補完的補助金		政策的補助金		その他	交付開始年度	昭和36	年度
補助金等の形態		個人補助		事業補助	○	団体運営補助		その他	
支出先名称	東久留米市商工会								
会 計 年 度 (単位：千円)	(予算・決算) 額	財源内訳							
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源			
28年度	6,350								6,350
27年度	6,350								6,350
根拠法令等（名称及び条文の抜粋）									
法 令 等									
市条例・要綱等	東久留米市商工会補助金交付要綱								
目的及び効果	市内の商工業の総合的な改善及び小規模事業所や商店等個々の事業所の経営改善のための事業に対する経費の2分の1を基に予算の範囲内で補助することにより市の産業の発展、増進を図る。								

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない		はい	○	いいえ		該当なし
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている		はい	○	いいえ		該当なし
支出の根拠が明確でない		はい	○	いいえ		該当なし
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している（注）	○	はい		いいえ		該当なし
類似の事業が民間等で行われている		はい	○	いいえ		該当なし
交付の期間が継続して3年以上である（注）	○	はい		いいえ		該当なし
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない		はい		いいえ	○	該当なし

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」に「○」を記入してください。

3 業務委託について

業務委託の可能性		有り
	○	無し

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解	<p>市内商工業者は経営基盤が強固ではなく、社会経済環境の変化に十分な対応ができず厳しい状況に置かれている事業者が多い。商工会は国や都の小規模企業施策（経営改善普及事業）の実施機関であり、さまざまな小規模事業者支援事業や中小企業施策の実施を役割としている。また、平成26年6月に成立した小規模企業振興基本法にも対応していかなければならない。以上の事由から本補助事業の見直しは困難である。</p> <p>地域商工業者への支援は商工会に特化されているものであるから、業務委託はなじまない。</p>
29年度以降の方向性	<p>経営者層の高齢化、事業継承の必要性などから、市内中小企業者にとって商工会の果たす役割は大きい。また、創業支援に注力することで市内商工業の新たな流れを作っていく役割も重要であり、補助金の交付の必要性はある。</p>